

連結法人間取引の損益の調整に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表九二

平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡法人である連結法人名	1	()				計
譲受法人である連結法人名	2	()	()	()	()	
譲渡損益調整資産の種類	3					
譲渡年月日	4	平・・	平・・	平・・	平・・	
譲渡対価の額	5	円	円	円	円	
譲渡原価の額	6					
圧縮記帳による損金算入額	7					
譲渡利益額 (5) - (6) - (7) (マイナスの場合は0)	8					
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円
譲渡損失額 (6) - (5) (マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整	12	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))				
当期益金算入額 (簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額)	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14					
譲渡損失額の調整	15	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))				
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額)	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡当 便期 法損 に金 よ算 り入 当期 を益 計 算 入 額 又場 は合 産	償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数) × 12	19	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表九(二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第61条の13(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)又は第81条の10(連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連絡法人の法人名を「法人名」のこの中に記載してください。
- 2 「譲渡法人である連結法人名1」の欄のこの中には、法第61条の13第3項又は第81条の10第3項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定に規定する適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の名称を記載します。
- 3 「譲受法人である連結法人名2」の欄のこの中には、令第122条の14第11項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)又は第155条の22第10項(連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用を受ける場合のこれらの規定に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の名称を記載します。
- 4 「譲渡損益調整資産の種類3」の欄は、規則第27条の15第1項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した単位ごとに記載します。
- 5 「圧縮記帳による損金算入額7」の欄は、令第122条の14第2項又は第155条の22第1項に規定する損金算入額(個別損金額を含む。)を記載します。
- 6 「譲渡利益額の調整」の「13」又は「譲渡損失額の調整」の「16」の各欄は、法第61条の13第2項若しくは第4項又は第81条の10第2項若しくは第4項の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額を記載します。この場合において、令第122条の14第4項第1号から第7号まで又は第155条の22第3項第1号から第7号までの規定の適用を受けるときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 7 「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「20」及び「24」の各欄は、当該事業年度又は連結事業年度が令第122条の14第9項又は第155条の22第8項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該適格合併等の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間(譲渡損益調整資産が減価償却資産である場合にあっては、当該減価償却資産を譲り受けた連結法人が当該減価償却資産を事業の用に供していない期間を除きます。)の月数を記載します。